高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項ただし書に基づく、路外駐車場設置(変更)届出書に添付する書面

駐車場	易の用に供する部分の面積	一般公共の 用に供する 部分	平方メートル (駐車台数 台)
2 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設 台  必 移 要 動 な 等 構 円 造 滑  イ 特殊の装置の有無			台
路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の勾配の最大値			
特	イ 特殊の装置の有無		
殊	ロ 特殊の装置に係る	認定の番号	
を に必要な特定路外駐 車場の構造及び設備 に関する基準を定め	特殊の装置		
	の名か寺		
	る省令(平成 18 年国 土交通省令第 112 号)		
	第4条の規定による 認定の概要		
	路の特殊の装	路外駐車場移動等円滑化経路の イ 特殊の装置の有無特 中特殊の装置に係る 移動等円滑化のため に必要な特定路外駐 車場の構造及び設備 に関する基準を定め る省令(平成 18 年国 土交通省令第 112 号) 第 4 条の規定による	駐車場の用に供する部分の面積用に供する部分路外駐車場車椅子使用者用駐車施設路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の勾配格イ特殊の装置の有無認定の番号特殊の装置に係るの数等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第112号)第4条の規定による

## 備考

- 一 路外駐車場変更届出書に添付する書面にあっては、変更しようとする事項を朱書き すること。
- 二 1の「一般公共の用に供する部分」欄の駐車台数においては、道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する普通自動車の駐車のための駐車施設に限り、貨物の運送の用に供する自動車の駐車及び貨物の積卸しを主たる目的とするものを除いたものの数を記載すること。
- 三 2のイ欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいず れかを記載すること。
- 四 2のロ欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成 18 年国土交通省令第 112 号) 第 4 条の規定による認定の番号を記載すること。
- 五 2のロ欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称(商品名)、製造者名を記載すること